

令和元年度 第2回平塚市営住宅運営審議会 議事録

日時 令和元年12月19日(木)
午後2時から3時20分まで
場所 平塚市本館304会議室

出席者

委員	高橋 和也 委員(会長)	鴨志田 尚(副会長)
	諸伏 清児 委員	松本 敏子 委員
	石井 菊江 委員	天羽 輝彦 委員
	近藤 均 委員	
事務局	佐野都市整備部長 青地住宅管理担当長 富山主査	久保谷建築住宅課長 天瀬主査

傍聴人 なし

次第

- ・ 平塚市情報公開条例第31条に基づく審議会の公開について説明。

議案事項

- 議案第1号 平塚市営住宅条例及び同施行規則の一部改正について
- 議案第2号 平塚市営住宅保証人免除取扱要領について
- 議案第3号 市営住宅入居申込資格における住宅困窮理由の一部緩和について

.....

(会長)

それでは、会議を始めますが、傍聴の方がおいででしたら入場をお願いします。

(事務局)

本日は傍聴者はありません。

(会長)

最初に会議の成立についてですが、委員総数7名のうち、本日、7名の委員の御出席をいただき、平塚市営住宅運営審議会規則第5条第2項に基づく定足数に達しておりますので、

本日の審議会は成立いたします。

それでは、ただいまより、令和元年度第2回平塚市営住宅運営審議会を開会します。

お手元の次第に基づき議事を進めます。本日は、議題が3件あり、内訳は議案事項が3件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「平塚市営住宅条例及び同施行規則の一部改正」につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号について、説明させていただきます。始めに今回の条例・規則改正にあたっての背景を、前回の審議内容の確認も踏まえて申し上げます。

民法改正により、個人根保証契約、これは一定の範囲に属する不特定の債務を保証する個人契約で市営住宅の保証人が典型例ですが、これにおいて極度額の設定が必要になったことや、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していること等、市営住宅への入居に際し、保証人を確保することがより困難になるものと懸念されることから、国は、公営住宅の目的を踏まえ、公営住宅管理標準条例(案)を改正し、保証人に関する規定を削除しました。本市は、滞納家賃等の督促、入居中のトラブル等の相談、入居者の安否確認などに保証人の協力を求めてきたことから、今後も市営住宅の入居に際し、保証人を求める考えです。しかし、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という市営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の極度額設定と合わせ、免除規定を定めることとしました。

第1号議案は、前回の審議会を踏まえて、県内他市の動向も見ながら、極度額設定ほか民法改正に伴う条例・規則改正案を作成しましたので、本日お諮りするものになります。

1の改正の要点及び理由について、条項のずれを除いた改正内容を中心に説明いたします。まず、第12条、入居の手続きについての条文です。

保証人の極度額を定める改正になります。資料別紙1をご覧ください。前回お示した案に、第4案を追加し、第4案を極度額とする条例改正案になります。第4案は入居時又は請書更新の時の家賃12月分の額とし、これは、保証債務について法的措置基準額15万円及び退去時の畳・ふすま張替え費用10万円を想定し、平均敷金5万6千円を控除した20万円を目安としたものです。国の極度額に関する参考資料によると、賃料4万円未満の物件の損害額約7割をカバーできるものと考えられます。

極度額の設定にあたっては、入居者の家賃に応じた額とするのが公平であるため、家賃の何月分とする考え方をとり、市営住宅の平均家賃約1万8千円において上記目安20万円に至る月数である12月としました。この極度額の設定を必要とする民法改正は、保証人を保護する目的のものであり、上限を設けて負担軽減につなげる趣旨となっております。

次に、第21条、敷金に関する条文です。住宅明渡しに伴う敷金返還において、控除する債務に駐車場の使用料を含める規定とするとともに、民法改正により、賃貸人は敷金を未履行の債務の弁済に充てることができることとする規定が新設されたため、公営住宅管理標準条例（案）に従って改正するものになります。

続いて、第44条、市営住宅の明渡しの請求に関する条文です。

収入など入居者資格を偽って不正に入居していたことが判明した場合には、明渡し請求を行うとともに、入居した時から明渡しをする時までの居住期間に不当に得た利益、つまり近傍同種の住宅の家賃と不正入居者が支払った家賃の差額、に年5分の利息を付した額の金銭を請求できる規定になります。この年5分＝5%の利率は改正前の民法の利率を引用しているもので、民法改正により法定利率は、3%に引き下げられたうえ、3年に1回、1%単位で、短期貸付けの平均利率の過去5年平均に連動して変動させる変動制に改められました。法定利率が変動制となったため、公営住宅管理標準条例（案）に従って改正するものになります。

最後に、別表第1、市営住宅の名称及び所在地の表です。

これは、令和元年度に解体が完了する岡崎住宅の所在地を削除するための改正になります。

続きまして施行規則の改正です。

第2条、小規模の市営住宅、単身世帯向けの住宅を規定する条文です。

前回の審議会にて承認いただきました単身者用住宅の面積基準の改正になります。増加が見込まれる単身世帯の入居に対応するため、40㎡から50㎡に面積基準を変更するものになります。

次に、別表第1、市営住宅の名称、構造、1戸当たりの床面積、建設年度及び戸数の表です。

令和元年度に解体が完了する岡崎住宅の一部を別表から削除するための改正になります。

続いて、第4号様式、市営住宅入居請書の様式になります。

保証人の極度額を定めるため改正します。

最後に、第5号様式、市営住宅保証人変更申請書の様式になります。

新保証人の極度額を定めるため改正します。

以上の改正の施行年月日は、令和2年4月1日です。

議案第1号の説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。議案内容が多岐に渡りますので、主だったものとして特に保証人の極度額を定める改正について、前回のおさらいをしたいのですが。

(事務局)

別紙1をご覧ください。前回御提示した3つの案に今回新たに第4案を追加したものです。第1案については、家賃に応じた極度額の設定なので保証人の理解は得やすいが、退去時の現状回復費用、契約解除後の家賃相当損害金は見込めないという市側のデメリットがあります。第2案については、前回の事務局案です。国の極度額に関する資料より、損害額が30万円未満のものが80%とされており、賃貸借契約解除までの滞納家賃に加え、退去時の現状回復費用まである程度見込めるものです。しかし、極度額の意味が正しく理解されず、30万円という金額の捉え方により保証人の確保が難しくなってしまう懸念があります。

第3案は、法的措置の対象としている滞納基準額の15万円ですが、入居者にとって保証人を見つけやすくなる可能性はありますが、滞納家賃の全額回収や退去時の原状回復費用等は見込めません。

前回の審議会において、事務局案の30万円は高いのではというご意見等をいただき、また、県内自治体を調査したところ12月とする自治体が多数であることから再検討いたしました。

その結果、第4案について、保証人による保証債務の履行については、第3案の滞納基準額である15万円及び退去時の畳・ふすま張替え費用の10万円を想定し、平均敷金約5万6千円を控除した、20万円を目安としました。ただし、20万円とするのではなく、入居者の家賃に応じた極度額とするのが公平であるため、入居当初の家賃の何月分とする考え方とし、市営住宅の平均家賃約1万8千円において上記目安20万円に至る月数が12月となるため、第4案を条例改正案としました。

(事務局)

補足させていただきますと、前回の審議会において事務局案として、第2案の30万を提案させていただきました。実際には訴訟費用等を含めるとこの金額でも足りませんが、前回の審議の中で市のメリットだけではなく、借りる側のことも配慮する必要があるのではとのご意見をいただきましたことと、他の自治体でも議論が進んできておりまして、入居者又は保証人自体も生活困窮者のケースがあるのではということ、あまり高額な極度額は適切ではないのではとの事務局内での議論もあり、今回の第4案を追加するに至りました。

(会長)

ただいまの説明についてご意見等ございましたらお願いします。

(委員)

現行の年5分の割合から、法定利率へ改正することですが、このような改正はどうかとき起り得ますか。

(事務局)

損害金を徴収する場合、それが発生した時の利率を適用しますが、今回の民法改正により法定利率は、3%に引き下げられたうえ、3年に1回、1%単位で、短期貸付けの平均利率の過去5年平均に連動して変動させる変動制に改められましたので、これに従って改正するものです。

(委員)

市で独自に決めるのではなく、法定利率という考え方でよろしいでしょうか。

(事務局)

民法に規定する利率でございます。別に契約上利率の定めがない場合は、民法の利率が適用されます。その利率が現行5%であります。令和2年4月1日以降、法定利率である3%に変更され、3年に1回見直しがあり変動する可能性があります。

(委員)

12月になることで、保証人を引き受ける方に変化がありますか。

(事務局)

極度額の設定は保証人を保護するものです。これ以上は債務の請求はいたしませんということ、極度額設定の趣旨について、請書を取り交わす際によく説明してご理解いただくよう努めていきます。

(委員)

今まで保証人を引き受けてくださる方がなかなかいないということが問題だったかと思いません。保証人になり、何かあった場合の負担を負わなければいけないという思いと、また、市営住宅への入居者の保証人を引き受ける方も大変な生活されている方もいると思います。保証人になることは重たいなと思います。どれくらいの割合で保証人がなく入居されているのでしょうか。

(事務局)

今までの請書の更新時の数字になりますが、202人のうち7～8人ですので約4%にあたります。

(会長)

日頃高齢者と接している天羽委員にお尋ねしますが、市営、民間に限らず、保証人になって困っているという話がありますか。

(委員)

私が担当している地区では、特にそういう話はありませんでした。

(会長)

近藤委員、県内他市の状況もみえてきたところでこの案に至っておりますが、何かご意見はございますか。

(委員)

平塚市が今まで運営してきた中でのベストな形が今回の案ということなので、そこは特に意見はございません。一点質問ですが、請書と保証人変更申請書のなかで、極度額の記載がありますが、市が具体的な数字を記入して相手に提示して署名してもらうということでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(会長)

石井委員何かございませんか。

(委員)

今の質問は改正案についておっしゃっているのですか。

(委員)

改正案の入居請書の中に、「極度額 円」とありますので、こちらの金額を提示する時期について、入居の手続きの際に具体的に示せるのか疑問に思いましたので質問しました。

(委員)

極度額は入居する住宅によって違いますか。

(委員)

応能応益家賃となっておりますので、入居者の年収、部屋の面積、設備によって違ってきますが、請書を取り交わす際に、きちっと算定して提示できるのか、少し疑問に思ったので質問しました。

(委員)

現在はどうなっているのですか？

(事務局)

明示されておりませんが、効力は生じております。ただし、来年4月1日以降は極度額の記載がないと請書自体が無効になります。

(事務局)

現行の請書には市営住宅に係る債務を引き受けると記載しており、金額は明示しておりません。金額の記載がないと上限が分からず不安になる場合もあると思われませんが、今回極度額が設定され、万が一保証債務が履行された場合、上限が決まっていれば保証人の方にも安心いただけるものと思います。

(委員)

保証人が債務を負担することとなったケース、またそうなった場合で払えなく終わったケースはありますか。

(事務局)

過去4年間で、保証人にご負担いただいたケースは1件ありました。そのケースは保証人が親御さんで、連絡後すぐにお支払いいただきました。家賃に対する保証というよりは、何らかの事情により退去せざるを得なくなった場合に、原状回復ができない、荷物の処分ができないとなった時に、保証人に相談させていただき、ご理解いただける範囲でご負担いただいたケースは2～3件ありました。

(委員)

保証人の負担が青天井であったものが、上限を定めるということで、95%の保証人の方が守られるということになるので、事務局案に賛成です。

(委員)

事務局案に賛成です。保証人の負担が青天井だったものから上限が明示されるわけですから、保証人もここまで負担すればよいのかと認識できる。極度額の設定についても、12月ということで、入居者によって家賃の高い安いがあるので、定額よりは公平であると思います。また、市側にたつと、敷金3か月分を加えると極度額と合わせて15か月分の保証があり、損害額はカバーできるということから第4案でよろしいと思います。

(会長)

他に御意見ございますでしょうか。

なければ、ただいまの議案第1号「平塚市営住宅条例及び同施行規則の一部改正」につきまして、原案どおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

御異議なしということですので、議案第1号は原案通り決定したいと思います。

続きまして、2つ目の議案に移りたいと思います。議案第2号「平塚市営住宅保証人免除取扱要領」につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、私より議案第2号について、内容を説明させていただきます。

制定理由については第1号議案で説明させていただきましたとおり、本市は、今後も市営住宅の入居に際し、保証人を求める考えですが、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という市営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人を免除する取扱いについて定めることとしたものです。

制定根拠は、平塚市営住宅条例第12条第1項第1号では、入居の手続きとして保証人1名の署名する請書を提出することを規定しておりますが、同ただし書きにおいて、市長が特別の事情があると認める場合には、請書に保証人の署名を必要としないことができます。この保証人免除取扱要領は、同ただし書きにおける「特別な事情」を明らかにし、保証人免除の取扱いについて必要な事項を定めるものです。

内容については、別紙1をご覧ください。

平塚市営住宅保証人免除取扱要領（案）第2条にて保証人を免除する対象者を定めていません。

(1) 親族その他の者に保証人を依頼したが断られた者、(2) 身寄りがなく保証人を依頼できる者がいない者、(3) 平塚市営住宅条例施行規則(平成9年9月30日規則第38号。以下「規則」という。)第3条第2号に掲げる者、こちらは、単身世帯の申込資格を満たす単身の障がい者を規定したものです。(4) 規則第3条第8号に掲げる者、こちらは、単身世帯の申込資格を満たす単身のDV被害者を規定したものです。(5) その他特に必要があると認められる者、こちらは、認知症の者や要介護者、世帯全員が(3)の障がい者、お子様がいるDV被害者等を想定しています。

第3条にて、保証人を免除するときの規定を定めています。保証人の免除を受けようとする入居決定者は、緊急連絡先を記載した保証人署名免除申請書を提出し、次の各号に該当する場合は、請書に保証人の署名を必要としない、つまり保証人を免除することができるものとします。家賃債務保証業者と保証委託契約を締結したとき、家賃債務保証業者に保証委託契約の申込みをしたにもかかわらず、保証委託契約の締結に至らなかったとき、これは、家賃債務保証業者の審査に落ちたときを指しています。前条第3号から第5号までに該当するとき、こちらに該当する方々は、その事実をもって免除を認めるものです。

第4条にて、この要領は、既存入居者の請書更新のときに保証人を確保できないものに準用するとしています。

家賃債務保証業者についてですが、これは、保証人を確保できないために市営住宅に入居できないといった事態が生じないように、家賃債務保証業者による法人保証を活用して、入居の円滑化を図ります。

なお、法人保証の導入に際しては、次の仕様を考えています。

保証範囲は、未納家賃、残置物撤去費用、畳の表替え、ふすまの張替え等を含む退去修繕費用とします。

保証上限額は、30万円。

保証債務の弁済方法は、債務確定後払いとします。この債務確定後払いとは、入居者の住宅明渡しをもって確定した債務を保証する形式です。仮に長期高額滞納者となった場合は、これまでどおり市の基準により法的措置対象者として選定し、明渡し訴訟を提起することになります。判決後、それでもなお住宅の明渡しや滞納家賃等の支払いがなされない場合に、市が強制執行や債権差押を実施した上で、残った債務を保証会社に請求するものです。入居者が家賃を滞納する度に保証会社に請求するのではなく、退去時に、未納の賃料、市が課す債務を履行しなかった場合に保証会社に請求するものです。

入居者が負担する保証委託料につきましては、新規入居者は、初回年間保証料2万円、年間保証料6千円、既存入居者は、初回年間保証料6千円、年間保証料6千円。数は少ないのですが、他自治体のケースを見ると、初回保証料は2～3万円、保証料年間保証料は1万円が相場になります。

その他の条件として、入居希望者の収入額、年齢、障がいの有無、生活保護受給有無に関わらず、保証の審査は原則承認すること、保証会社自体への滞納者は除きます。

また、5年毎の請書更新時に、保証人を確保できない既存入居者に対しても、同様の債務保証を可能にすることを条件とします。

家賃債務保証法人の要件は、家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第5条第1項の家賃債務保証業者登録簿に記載されている法人かつ上記家賃債務保証を提供できる法人とします。

家賃債務保証法人の選定方法は、公募により選定します。本市の仕様を満たすものであればどの法人でも認めます。複数応募があった場合、家賃債務保証業者の選択は入居者の判断に委ねるものとします。

保証上限額の30万円について、ある家賃債務保証業者から提案をいただき、それを基に仕様を考えました。極度額の家賃の12月分と比べ、年間保証委託料に差が出なかったことと、30万円の方がある程度保証債務をカバーできることから30万円としました。

この保証人免除取扱要領の施行日は令和2年4月1日としています。

議案第2号「平塚市営住宅保証人免除取扱要領」の説明は、以上でございます。

（事務局）

補足ですが、入居者が負担する保証委託料について、提案いただいた業者の商品の中で、初回年間保証料2万5千円、年間保証料1万3千円を提示されました。国からは、保証会社を活用する場合は、入居者の負担にならないよう最低限に抑えるよう配慮することとありますので、業者との話のなかで、本市は収納率がよく、保証債務が発生するケースは少ないであろうということと、法的措置の実施、指定管理者が滞納者への早期の対応を行っているとのことでこの金額を提案いただきました。本市としては、この仕様で対応できる業者を公募により選定し、複数応募があった場合は入居者の判断に委ねたいと考えております。

（会長）

業者の選定について確認ですが、公募の結果、例えば2者がこの仕様で対応可能であった場合に、その2者と契約してその後は入居者に選択してもらうことによろしかったでしょうか。

（事務局）

その通りです。

(会長)

ただいまの説明についてご意見等ございましたらお願いします。

(委員)

保証上限額が30万円ではありますが、保証人の極度額については12月分20万円程度としており、年間保証料に差がなかったため30万円としたとありますが、詳しく説明いただきたい。

(事務局)

業者には、市の希望としては30万円ということと、今回極度額を12月と定めるにあたり、入居者が負担する年間保証料はいくらになりますかとの話の中で、どちらでも年間保証料は同じですとのことでありましたので、市としては少しでも有利な方で、目安にしていた30万円を選択しました。

(委員)

入居者が負担する年間保証料についてですが、市営住宅に入居する際は、家賃3か月分の敷金、お風呂の設置等初期費用が掛かると伺っておりますが、初回の年間保証料を支払うのは契約時なのか、それとも少し猶予があるのでしょうか。

(事務局)

基本的にはまず保証人を見つけていただく、見つからない場合は保証業者を利用していただく、保証人の免除の規定に業者と契約を締結した時としておりますので、初回の保証料の支払後契約が成立しますので、契約時にお支払いいただくことになります。

(会長)

議案を整理しますと、基本的に保証人を探してください、お願いできる方がいない場合は保証業者があります、そこで保証会社の審査に落ちた場合等、要件を満たせば免除できるということでもよろしかったでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(委員)

生活保護受給者が入居する際に、家賃については住宅扶助費がでますが、年間保証料につ

いては生活保護の対象となるのでしょうか。

(事務局)

確認したところ、対象となるようです。

(会長)

他に御意見ございますでしょうか。

なければ、ただいまの議案第2号「平塚市営住宅保証人免除取扱要領」につきまして、原案どおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

御異議なしということですので、議案第2号は原案通り決定したいと思います。

続きまして、3つ目の議案に移りたいと思います。議案第3号「市営住宅入居申込資格における住宅困窮理由の一部緩和」につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号について、内容を説明させていただきます。

本市の市営住宅入居者募集では、募集要項である『入居者募集のしおり』において住宅困窮理由を規定していますが、その理由の1つに「他の世帯（親族ではない人）と炊事場又は便所を共同使用している者」であることを規定しています。これは、公営住宅法施行令第7条第2号の「他の世帯と同居して著しく生活の不便を受けている者」に基づいて規定しているものです。

これまでの入居者募集においては、申込者が親族と同居している場合はいかなる理由によっても上記の住宅困窮理由には当てはまらない者として判断していました。

従って、離婚等により親の住宅に同居している母子等や、兄弟姉妹や扶養義務のない親族と同居している者は市営住宅に入居できないというのが運用のルールでした。

このような方々についてはおおそ低所得者である場合が多く、親族を頼って一時的に身を寄せている現状があると推測されます。

上記施行令第7条第2号では「他の世帯」を親族以外とする定めはありません。近隣他市の状況をみてみますと、本市と同様の運用で行っている自治体は3自治体、内容に相違は

あるものの親族であっても一部認めているのが6自治体という状況です。

本議案について、親族の同居の実情、施行令の内容、近隣他市の状況等から運用上の変更を行うことで、住宅困窮理由の一部を緩和するものです。

『入居者募集のしおり』の記載については、変更前、他の世帯（親族ではない人）として
いる箇所を、他の世帯（親族ではない人、及び申込者又は申込者と同居しようとする者か
らみて1親等以外の親族）を加えるものします。

緩和後の具体的なケースとして、申込者が何らかの事情があつて父母や兄弟姉妹と同居し
ている場合、申込者と同居しようとする者（子）が父母と一時的に同居している場合、申
込者と同居しようとする者（妻）が一時的に子やその子の妻、子の子と同居している場合
は入居申込資格を満たすと取り扱います。

一方で、他の世帯に当てはまらないケースとして、申込者が元々父母と同居している場合、
申込者と同居しようとする者（配偶者）が、子やその妻と同居している場合は、一般的な
家族形態と言えることから、入居申込資格を満たさないとします。

緩和措置を適用するにあたっては、原則として、申込者又は申込者と同居しようとする者
からみて1親等以外の親族と住民票が分かれている者に適用します。

緩和による効果ですが、一時的に親族宅に居住したため市営住宅の申込資格を失った者
に対し、市営住宅への入居の機会を提供できるとともに、入居により親族に依存していたこ
とに起因する精神的負担を解消させることができます。また、市にとっては家賃収入の増
加が見込めます。

施行日は、直近に実施する入居者募集より適用するものとします。通例であれば、来年の
5月募集からの適用ということになります。

説明は以上です。

（会長）

参考までに、実際にそういうケースはどれくらいありましたか。

（事務局）

昨年度のデータになりますが、年2回の募集のうち14件、募集件数の7%にあたる方が
現行の条件では申込ができませんでした。この緩和により、そういう方々へ入居の道を拓
くこととなります。

（会長）

知人のケースですが、旦那さんの親御さんと同居していて、旦那さんが亡くなってしまい、

親御さんと奥さんと子になり、家を出たいというケースはあてはまりますか。

(事務局)

住民票の世帯が分かれているかにより判断します。

(委員)

他にどのような住宅困窮理由が規定されておりますか。

(事務局)

住宅用でない建物に住んでいる。

部屋が狭い、これは、基準とする住居専用面積を求め、その数値と現在の住居専用面積との比較により判断するものです。

家賃が高い、これは、収入月額の30%を超える家賃を支払っているものです。

住宅がないため親族と同居できない。

婚約中・離婚予定でその後の住宅がない。

借地借家法に基づく正当な理由、または準ずる理由で家主から立ち退き請求を受けている。といったものになります。

(委員)

困っている人が市営住宅に入居できるようになるのは有難いことですが、この緩和により、昨年度申込資格がなかった14件の方々が申込できるようになることにより、競争率が上がり、市営住宅が不足するのか、それとも安心して入居できるようになるのでしょうか。

(事務局)

最近の応募状況や当選後の辞退等で入居率は低下傾向です。このケースに該当するのは全体の7%とお話させていただきましたが、この方々が申込資格を得ることにより競争率が上がるという認識はございません。

(会長)

最近民間の空き部屋も多くなってきており、少なくとも住むところがないということにはならないと思います。

(事務局)

最近、親御さんと近居を希望される方が多く、たまたまその近所に市営住宅があれば申し込みたいというご希望が増えており、民間の賃貸住宅も視野に入れながら、市営住宅も申し込むのではと思います。

(会長)

他に御意見ございますでしょうか。

なければ、ただいまの議案第3号「市営住宅入居申込資格における住宅困窮理由の一部緩和」につきまして、原案どおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

御異議なしということですので、議案第3号は原案通り決定したいと思います。

それでは、本日の議案第1号から3号について、答申案を配布いたします。

(事務局)

答申案を読み上げます。

※答申案の読み上げ※

(会長)

ただいま読み上げました答申案について、御意見がございましたらお願いします。

(会長)

御意見がないようですので、議案第1号から第3号については、お配りした答申案の内容にて、本日付けで市長に答申することにしたと思います。以上をもちまして、本日の議案事項を終了いたします。その他として事務局から何かあればお願いします。

(事務局)

今年度次回の審議会でございますが、現在のところ予定している案件はございません。開催の必要が生じましたら速やかにご連絡しますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

本日、答申をいただきましたので、庁内の今後のスケジュールですが、答申をいただいたことを理事者に報告いたしまして、1月上旬の庁議を経て、3月議会に上程し議決後、4月1日から施行といった流れとなっております。

(会長)

委員さんからは何かございますか。

特にないようでございますので、これで審議会を終了いたします。進行を事務局へ戻します。

(事務局)

委員の皆様には3件の議題につきまして御審議いただき、ありがとうございました。本日、委員の皆様からいただきました御意見、御提案等は今後の本市の市営住宅行政に反映させてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

以 上